

情報公開審査会答申の概要

答申第 983 号（諮問第 1441 号）

件名：児童生徒の不適応行動の理解とその指導の不開示決定等に関する件

1 開示請求

平成 21 年 8 月 31 日等

2 原処分

平成 21 年 10 月 14 日等（不開示決定、一部開示決定及び開示決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、別表 1 及び別表 2 の 2 欄に掲げる文書について不開示決定、別表 3 の 2 欄に掲げる文書について同表の 5 欄に掲げる部分を不開示とする一部開示決定、別表 4 の 2 欄に掲げる開示請求に対して同表の 3 欄に掲げる文書を特定して開示決定をした。

3 異議申立て

平成 21 年 10 月 19 日等

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 28 年 3 月 16 日

5 答申

令和 3 年 10 月 29 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、別表 1 及び別表 2 の 2 欄に掲げる文書について不開示としたこと、別表 3 の 2 欄に掲げる文書の一部開示決定において同表の 5 欄に掲げる部分を不開示としたこと並びに別表 4 の 2 欄に掲げる開示請求に対して同表の 3 欄に掲げる文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 別表 1 に係る不開示決定について

ア 別表 1 に係る行政文書について

別表 1 に係る行政文書は、いずれも初任者研修にて受講者が児童生徒の不適応行動の理解とその指導をテーマに作成したレポート（以下「レポ

ート」という。)である。

実施機関は、これらの全部を条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、同号該当性について、以下検討する。

(イ) 当審査会において別表 1 に係る行政文書を見分したところ、受講者の所属する特別支援学校（当時の養護学校。以下同じ。）で実際に在籍する児童生徒一人一人の障害の程度及び実態、それらに対する理解及び指導等が、受講者によって具体的かつ詳細に記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められた。

よって、別表 1 に係る行政文書は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

(ウ) 以上のことから、別表 1 に係る行政文書は、全体として条例第 7 条第 2 号に該当する。

ウ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、同号該当性について、以下検討する。

(イ) 当審査会において別表 1 に係る行政文書を見分したところ、その記載内容は前記イ(イ)のとおりであり、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、レポートの作成にあたっては、第三者に提供しない前提で保護者などの関係者等から個人情報の掲載についての同意を

得ていることから、別表 1 に係る行政文書は、第三者に提供されることを想定していない性質のものであるとのことである。これらのことからすれば、別表 1 に係る行政文書の内容を公にすると、今後、児童生徒本人、保護者などの関係者等は、初任者研修に係るレポート作成に協力することを躊躇し、また、作成者である受講者は、開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現することとなり、新規採用教員が児童生徒の行動を表面的にではなく個別具体的に理解し、当該理解に基づいて自主的に指導方法を考えることで実践的指導力等を養うという本研修の目的を果たすことが困難となり、ひいては県教育委員会の研修事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められた。

(ウ) よって、別表 1 に係る行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 別表 2 に係る不開示（不存在）決定について

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断する。

ア 行政文書開示請求書の内容を基本として実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、別表 2 の 1 欄に掲げる分類 3-1（以下「分類 3-1」という。同欄に掲げる分類 3-2 以降も同様とする。）から分類 13 までの係る請求対象文書は、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書であると解される。

実施機関は、別表 2 の 2 欄に掲げる請求対象文書について、作成又は取得していないとしている。

(イ) 分類 3 に係る請求対象文書について

実施機関によれば、県教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）、愛知県立岡崎養護学校（当時）及び愛知県立名古屋盲学校が平成 18 年度から平成 20 年度までに作成又は取得したもののうち、全国単位、中部地区単位及び東海地区単位で開催された各種研究大会、5 年経験者研修並びに 10 年経験者研修において、「不適応行動」と記載された文書を探索したが、存在しなかったとのことであり、当審査会において事務局を通じて実施機関に確認したところ、文部科学省及び県教育委員会が不適応行動について定義しているものはないとのことであった。

また、実施機関によれば、特別支援学校に勤務する教員の初任者研修は各特別支援学校及び総合教育センター基本研修室（以下「基本研修室」という。）が担当しており、特別支援教育課が、各特別支援学校又は基本研修室に初任者研修に関する文書等を求めることはないとのことである。

(ロ) 分類 4 に係る請求対象文書について

実施機関によれば、特別支援教育課は、幼児児童生徒に対する特別支

援教育をつかさどっており、青年期問題に関する調査又は研究は行っていないとのことである。

(ウ) 分類 5 に係る請求対象文書について

a 分類 5 に係る平成 20 年度の請求対象文書について

実施機関によれば、愛知県立みあい養護学校（当時。以下「みあい養護学校」という。）は、平成 21 年 4 月 1 日開校であるため、平成 20 年度に文書を作成又は取得していないとのことである。

b 分類 5 に係る平成 21 年度の請求対象文書について

(a) 請求項目 11（愛知県職員来訪記録）、請求項目 12（愛知県職員に対する回答文書）及び請求項目 19（市民応接記録）に係る文書について

実施機関によれば、みあい養護学校では、愛知県職員や一般県民からの問合せの電話や訪問を受けた場合、対応した職員が個別に説明等を行っているところ、上司への報告を行う場合は口頭で済ませており、逐一文書化していないとのことである。

(b) 請求項目 22（豊川養護学校の不登校児童の数が分かる文書）について

実施機関によれば、文部科学省は毎年、県教育委員会に対して、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査を行っており、その調査項目には公立の小学校及び中学校の不登校に関するものもあるが、特別支援学校は調査対象とされていないとのことである。また、愛知県立豊川養護学校（当時）において、仮に平成 21 年度に不登校児童が在籍していれば、当該児童の数が分かる文書を当該学校が作成することも考えられたが、当該文書を他校であるみあい養護学校に送付することはないとのことである。

(c) 請求項目 57（行政文書ファイル管理簿に記載されている文書のうち、補正に関するもの）について

実施機関によれば、みあい養護学校の平成 21 年度分の行政文書ファイル管理簿及び保存文書目録を確認したが、補正に関する記載は認められなかったとのことである。

(d) 請求項目 61 及び請求項目 62（みあい養護学校が採用している身体障害者障害程度等級表及び身体障害認定表）について

実施機関によれば、障害程度の等級等を審査するのは都道府県知事であり、県教育委員会に所属するみあい養護学校が、当該審査や等級等の認定に必要な身体障害者障害程度等級表を何らかの形で採用することはないとのことである。また、身体障害認定表についても県教育委員会が採用するものではないとのことである。

(エ) 分類 6 に係る請求対象文書について

a 「重大少年事件の実証的研究」について

家庭裁判所調査官研究所が監修した「重大少年事件の実証的研究」については、財団法人司法協会（当時）によって、不特定多数の者に販売することを目的として発行されているため、条例第 2 条第 2 項

第2号に該当し、開示請求の対象となる「行政文書」には当たらないものと認められた。

一方で、実施機関は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないことを理由として不開示決定をしているが、条例第2条第2項本文が開示請求の対象として定義している行政文書に該当しないことを理由として不開示決定をするべきであった。

しかし、行政文書に該当しないことを理由としたとしても、実施機関が不開示決定をすることに変わりはないことから、「重大少年事件の実証的研究」について実施機関が不開示決定をしたことは、結論において妥当である。

b 「突発性攻撃的行動及び衝動」を示す子どもの発達過程に関する研究に係る文書について

実施機関によれば、国立教育政策研究所が作成した「突発性攻撃的行動及び衝動」を示す子どもの発達過程に関する研究に係る文書については、文部科学省からの通知を受けて県教育委員会学習教育部義務教育課が保管し、当該課が異議申立人からの開示請求を受けて別途開示決定しており、特別支援教育課は取得していないとのことである。

(ウ) 分類7及び分類9に係る請求対象文書について

実施機関によれば、特別支援教育相談研究室においても、行政文書ファイル管理簿は極力情報提供する取扱いとしており、見せることができることから、行政文書ファイル管理簿を見せることができない理由が記載されている文書は存在しないとのことである。また、平成19年度から平成21年度までに実施された情報公開制度に係る研修に、特別支援教育相談研究室所属職員は参加していないとのことである。

(エ) 分類8に係る請求対象文書について

実施機関によれば、教務部は教育課程及び授業時間、学級の構成、生徒の学習指導に関すること等をつかさどるとされていることから、通常、国民年金に関する研修に係る事務を行うことはないとのことである。

(オ) 分類10に係る請求対象文書について

実施機関によれば、K-ABC 心理・教育アセスメントバッテリー検査(Kaufman Assessment Battery for Children。以下「K-ABC 検査」という。)は、子どもの知的能力を、認知処理過程と知識・技能の習得度の両面から評価し、得意な認知処理様式を見つけ、それを子どもの指導・教育に活かすことを目的とするものであるが、特別支援学校において勤務経験がある者であれば、上司、先輩の指導の下、実施・採点マニュアルによって十分技能習得できることから、特別支援教育相談研究室職員は、K-ABC 検査技能習得を目的とする研修を受講していないとのことである。

(カ) 分類11に係る請求対象文書について

実施機関によれば、特別支援教育相談研究室職員は、愛知県公立学校

教員採用選考試験等の面接担当職員になることはなく、面接技術向上のための研修等を受講していないことから、当該研修等の報告書を作成又は取得することはないとのことである。

(ケ) 分類 12 に係る請求対象文書について

実施機関によれば、前記(ア)のとおり、初任者研修に関する事務を担当しているのは各特別支援学校及び基本研修室であって総合教育センター企画研修室ではないとのことである。

(コ) 分類 13 に係る請求対象文書について

実施機関によれば、愛知県公立学校処務規程（昭和 29 年愛知県教育委員会訓令第 1 号）第 10 条第 1 項第 4 号は、「条例第 11 条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等」について、校長専決とすることができ旨を定めているが、情報公開制度に係る研修等において、最終的に意思決定する際の事務手続の一つである専決については触れられておらず、これらに関する研修は行われていないとのことである。

イ 以上の分類 3 から分類 13 までに係る請求対象文書についての実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点はなく、また、当該請求対象文書が存在することをうかがわせる事情も認められない。

ウ よって、分類 6 のうち「重大少年事件の実証的研究」については前記(エ)aのとおりであるが、それを除いた分類 3 から分類 13 までの請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 別表 3 に係る一部開示決定について

ア 別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書について

分類 14 に係る行政文書は、平成 21 年度の研修承認申請書 53 件であり、実施機関は、このうち個人の住所、氏名、電話番号及びその他特定の個人を識別することができる部分を条例第 7 条第 2 号に該当するとして開示しないこととしている。

分類 15 に係る行政文書は、初任者研修のうち新規採用教員の所属する学校で実施される校内研修の指導報告書であり、実施機関は、このうち指導教員等の所感を、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして開示しないこととしている。

分類 16 に係る行政文書は、愛知県心身障害者コロニーはるひ台学園(当時)を実施施設とする短期療育型入所支援モデル事業の一環として開催された支援会議の資料であり、実施機関は、このうち個人の氏名その他個人に関する情報、児童生徒に係わる協議事項を、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして開示しないこととしている。

異議申立人は、異議申立書において、分類 14 に係る決定に対して条例第 7 条第 2 号に該当しない、分類 15 及び分類 16 に係る決定に対して条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しない旨を主張していることから、これらの不開示部分が条例第 7 条第 2 号又は第 6 号に該当するか否かについて、以下判断する。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号該当性について、前記(2)イ(ア)の考え方にに基づき、以下検討する。

(イ) 当審査会において、分類 14 に係る文書の不開示部分を見分したところ、そこには、生徒の氏名、学年及びクラス、生徒又は職員の住所又は電話番号が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められた。

また、分類 15 に係る文書の不開示部分を見分したところ、そこには研修を受講した初任者の性格、研修に取り組む姿勢等、指導教員等の初任者に対する率直な意見又は評価等が記載されており、指導教員等から初任者がどのような評価を受けているかという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められた。

さらに、分類 16 に係る文書の不開示部分を見分したところ、そこには、児童や保護者等の氏名、当該児童の生年月日、家族構成、生活の状況のほか、障害の程度、特徴的な言動、関係機関の具体的支援・連携・評価等の観点から観察した障害の実態等が、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{たん}のない意見も交えながら、具体的かつありのままに記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められた。

よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、これらが同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、分類 14 に係る行政文書のうち個人の氏名、住所、電話番号及びその他特定の個人を識別することができる部分、分類 15 に係る行政文書のうち所感並びに分類 16 に係る行政文書のうち個人の氏名その他個人に関する情報及び児童生徒に係わる協議事項は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

ウ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 6 号該当性について、前記(2)ウ(ア)の考え方にに基づき、以下検討する。

(イ) 当審査会において分類 15 に係る文書の不開示部分を見分したところ、そこには、前記イのとおり記載されており、これらの情報が公になれば、実施機関の主張するとおり、開示されることを意識した当たり障

りのない記述となり、初任者に対する適正な指導、評価ができなくなるなど、初任者研修を含む、学校の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

また、当審査会において分類 16 に係る文書の不開示部分のうち児童本人、保護者などの関係者等の協力を得て作成した個別支援計画Ⅱ、臨床心理検査報告書、児童の生活状況（4 月 6 日～18 日）、問題行動チェックリスト、行動記録（4 月 6 日入所～19 日）、個別支援計画Ⅲ（抜粋）、作業療法場面の具体的様子、心理的アプローチの具体的内容、日課記録用紙（長畑ら、2008）（児童の 4 月 6 日）、気になる行動の調査票に記載された具体的行動、MAS（動機測定尺度；Durand, 1990）評価票の具体的回答内容、合計点及び平均点、児童の最近の様子及び今後の支援方針が具体的に記載された部分、児童の帰省中の生活日誌、アフターフォローに関する総合評価表並びに平成 22 年度短期療育型入所支援モデル事業 最終報告（案）（以下「個別支援計画Ⅱ等」という。）の内容を見分したところ、そこには、前記イに記載のとおり、児童の障害の程度、特徴的な言動、関係機関の具体的支援・連携・評価等の観点から観察した障害の実態等が、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{たん}のない意見も交えながら、具体的かつありのままに記載されていることが認められた。

実施機関によれば、これらの情報は、特別支援教育以外の目的で第三者に提供されることを想定していない性質のものであるとのことである。よって、これらが公となれば、実施機関の主張するとおり、今後、児童本人、保護者などの関係者等は、個別支援計画Ⅱ等の作成に協力することを躊躇^{ちゅうちよ}し、また、関係職員等は、開示されることを意識して抽象的又は画一的に記載することとなるため、対象児童の複雑な教育的ニーズに対応した療育支援を短期集中的に実施することが困難となり、ひいては県教育委員会及び市町村教育委員会の特別支援教育事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められた。

したがって、分類 15 に係る行政文書のうち所感及び分類 16 に係る行政文書のうち個別支援計画Ⅱ等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 別表 4 に係る開示決定について

実施機関は、別表 4 の 2 欄に掲げる請求内容について同表の 3 欄に掲げる文書を特定し、全部開示決定を行っているところ、これらの文書特定に誤りがないかについて、以下検討する。

ア 分類 17 及び分類 18 に係る行政文書の特定について

異議申立人は、分類 17 及び分類 18 に係る異議申立書において、「学習障害の医学診断は無いので、不存在処分をすべきである。教育的配慮は、この論文を作成した教員は学習障害の定義を明らかにしていない…知的障害、ADHD、学習障害を有する児童は、実在するか疑問である」等と主張している。

実施機関によれば、分類 17 及び分類 18 に係る行政文書は、通級指導教室の巡回指導を通じて教育実践を行っている教諭が作成し、病院から

学習障害と診断された実在の児童を対象に実施した指導事例等が記載された教育論文であり、学習障害の定義の有無にかかわらず、開示請求の内容から特定できる合理的な範囲の文書を特定したものとのことである。

当審査会において分類 17 及び分類 18 に係る行政文書の内容を確認したところ、そこには、支援の内容や当該児童の抱える課題、研究の成果等が記載され、作成者である教諭の氏名も明示されていることが認められた。

よって、分類 17 及び分類 18 に係る行政文書は開示請求の内容から特定できる合理的な範囲の文書を特定したものであり、これらの文書特定に誤りはない。

イ 分類 19 に係る行政文書の特定について

分類 19 に係る開示請求書には、愛知県が裁判所に提出した陳述書（補足）が添付されており、当該陳述書（補足）には、「職員 C は…平成 17 年度から平成 19 年度まで F 特別支援学校に長期研修に派遣された」と記載されていた。そのため、分類 19 に係る請求対象文書は、愛知県立三好養護学校（当時。以下「三好養護学校」という。）で平成 19 年度から平成 23 年度までにおいて作成又は取得したもののうち、職員 C が上記研修中に作成した資料であると解される。

異議申立人は、異議申立書において、「職員 C は大量の開示請求に係る文書を作成している。」と主張している。

実施機関によれば、三好養護学校で平成 19 年度から平成 23 年度までにおいて作成又は取得したものうち、2 年間の県外派遣である上記研修中に職員 C が作成した文書は開示決定を行った 2 件の文書のみであるとのことである。

よって、三好養護学校において他に請求対象文書は存在しなかったとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、他の文書が存在することをうかがわせる事情もないことから、分類 19 に係る行政文書の特定に誤りはない。

(6) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件開示請求に対する決定についての判断は、前記(2)から(5)までで述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別 表 1 (不開示決定)

1 分類	2 対象行政文書	3 不開示 決定日	4 異議 申立日	5 担当課等
分類1- 1	児童生徒の不適応行動の理解と その指導 (平成 18 年度 6 件、平成 19 年 度 5 件、平成 20 年度 4 件)	H21. 10. 14	H21. 10. 19	岡崎養護学 校
分類1- 2	児童生徒の不適応行動の理解と その指導 (平成 18 年度 3 件、平成 19 年 度 3 件、平成 20 年度 2 件)	H21. 10. 14	H21. 10. 23	名古屋盲学 校
分類 2	児童生徒の不適応行動の理解と その指導 (平成 16 年度 4 件、平成 17 年 度 5 件、平成 18 年度 6 件、平成 19 年度 5 件、平成 20 年度 4 件)	H21. 10. 30	H21. 11. 2	岡崎養護学 校

別 表 2 (不開示 (不存在) 決定)

1 分類	2 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 担当課等
分類3-1	特別支援教育課分 (H18 年度～H20 年度) ①研究大会 (全国、中部、東海)、5 年経験者研修、10 年経験者研修の資料のうち、「不適応行動」という言葉の入った文書。 ②初任者研修「不適応行動の理解と指導の進め方」レポート	H21. 9. 14	H21. 9. 18	特別支援教育課
分類3-2	特別支援学校分 (H18 年度～H20 年度) ①研究大会 (全国、中部、東海)、5 年経験者研修、10 年経験者研修の資料のうち、「不適応行動」という言葉の入った文書。	H21. 10. 14	H21. 10. 19	岡崎養護学校
分類3-3	特別支援学校分 (H18 年度～H20 年度) ①研究大会 (全国、中部、東海)、5 年経験者研修、10 年経験者研修の資料のうち、「不適応行動」という言葉の入った文書。	H21. 10. 14	H21. 10. 23	名古屋盲学校
分類4-1	特別支援学校分 ②発達障害のある生徒の青年期問題について調査・研究した文書	H21. 10. 8	H21. 10. 19	岡崎養護学校
分類4-2	特別支援教育課分 ②発達障害のある生徒の青年期問題について調査・研究した文書	H21. 10. 8	H21. 10. 23	特別支援教育課
分類4-3	特別支援学校分 ②発達障害のある生徒の青年期問題について調査・研究した文書	H21. 10. 8	H21. 10. 23	みあい養護学校
分類4-4	特別支援学校分 ②発達障害のある生徒の青年期問題について調査・研究した文書	H21. 10. 8	H21. 10. 23	大府養護学校
分類5	みあい養護学校に対する開示請求(20 年度) 1. 研修承認申請書 2. 研修結果報告書	H21. 10. 27	H21. 11. 2	みあい養護学校

3. 発達障害の定義が記載されている文書(教員が共通理解しているものに限る) 4. 校内研修で使用した資料(発達障害に関するもの) 5. 校内研修で使用した資料(文部科学省が定義している発達障害に関するもの) 6. 障害の定義(教員が共通理解しているものに限る) 7. 障害の定義(校長が採用しているもの) 8. 知的障害の定義(校長が採用しているもの) 9. 個別指導計画(使用しているもの) 10. 個別教育計画(使用しているもの) 11. 愛知県職員来訪記録 12. 愛知県職員に対する回答文書 13. 愛知県教育委員会から収受した文書(メールを含む) 14. 文書収受簿 15. 愛知県教育委員会に発出した文書(メールを含む) 16. 文書発出簿 17. 愛知県立学校から収受した文書 18. 愛知県立学校に発出した文書 19. 市民応接記録 20. 行政文書名一覧 21. 保存年限が1年以上の行政文書名が記載されている文書 22. 豊川養護学校の不登校児童の数が分かる文書 23. 病院受診の原因が記載されている文書 24. 平成 19 年度に作成された文書(愛知県教育委員会が作成したもの) 25. 補正依頼文書			
--	--	--	--

26. 個別の教育支援計画作成に使用する様式 27. 個別の指導計画に使用する様式 28. 自閉症児童生徒の行動特徴が記載されている文書(社会性に関するもの) 29. 自閉症児童生徒の行動特徴が記載されている文書(興味の局限性に関するもの) 30. 自閉症児童生徒の行動特徴が記載されている文書(言語の遅れに関するもの) 31. 知的障害児童生徒の発達評価表(アセスメント表)の様式 32. 数の概念に関する学習についての教育課程(学年、知的障害の程度ごと) 33. 少ない、多い、大量の数の概念についての記載がある文書及びその概念を適用して作成した文書 34. 個人情報の種類を示した文書 35. 行政文書である通知文が正式ではないときに付いている「案」についての意味・解釈が記載されている文書 36. 文書保管について定めた文書 37. 職員会議に提出された文書及び議事録 38. 校内各種委員会、部会、研究会等で配付された文書及び議事録 39. 知的障害が障害名であると説明した文書(文部科学省が作成したもの) 40. 知的障害の定義が記載されている文書 41. 知的障害児童生徒の行動特徴が記載されている文書 42. 知的障害者の障害の程度の判			
---	--	--	--

定基準(愛知県が定めているもの) 43. 知的障害者の定義(愛知県が定めているもの) 44. 適応障害を説明した文書(みあい養護学校が採用しているもの) 45. 適応障害を説明した文書(愛知県が知的障害者の程度の判定基準で採用しているもの) 46. 知的機能障害について説明した文書(みあい養護学校が採用しているもの) 47. 知的障害児童生徒に対する援助に関する文書 48. 知的障害の程度を説明した文書(みあい養護学校が採用しているもの) 49. 知的障害の程度を説明した文書(愛知県が採用しているもの) 50. 知的機能について説明した文書(みあい養護学校が採用しているもの) 51. 知的障害児童の評価基準(自立機能に関するもの、みあい養護学校が採用しているもの) 52. 知的障害児童の評価基準(運動機能に関するもの、みあい養護学校が採用しているもの) 53. 知的障害児童の評価基準(意思の交換に関するもの、みあい養護学校が採用しているもの) 54. 知的障害児童の評価基準(読み、書き、計算に関するもの、みあい養護学校が採用しているもの) 55. 知的障害児童の評価基準(社会的行動に関するもの、みあい養護学校が採用しているもの) 56. 知的障害児童の評価基準(作業に関するもの、みあい養護学校			
--	--	--	--

	が採用しているもの) 57. 行政文書ファイル管理簿に記載されている文書のうち、補正に関するもの 58. 旅行命令簿 59. 旅行命令先で入手した文書 60 支出金調書 61. 身体障害者障害程度等級表(みあい養護学校が採用しているもの) 62. 身体障害認定表(みあい養護学校が採用しているもの) (愛知県教育委員会とは、過去の開示請求で特別支援教育課等が特定した実績のある定義である。) みあい養護学校に対する開示請求(21 年度) 11. 愛知県職員来訪記録 12. 愛知県職員に対する回答文書 19. 市民応接記録 22. 豊川養護学校の不登校児童の数が分かる文書 57. 行政文書ファイル管理簿に記載されている文書のうち、補正に関するもの 61. 身体障害者障害程度等級表(みあい養護学校が採用しているもの) 62. 身体障害認定表(みあい養護学校が採用しているもの)			
分類 6	特別支援教育課分 ・家庭裁判所調査官研究所作成「重大少年事件の実証的研究」、国立教育政策研究所「突発性攻撃的行動及び衝動」を示す子どもの発達過程に関する研究	H22. 1. 18	H22. 3. 2	特別支援教育課
分類 7	愛知県総合教育センター特別支援教育相談研究室分 ⑰行政文書ファイル管理簿を見	H22. 2. 25	H22. 3. 2	総合教育センター

	することができない理由が記載されている文書 ⑭情報公開制度について職員が参加した研修で配布された文書 (H20 年度、H21 年度)			
分類 8	一宮東養護学校分 ③職員 E の国民年金に係る研修に参加したことが記載されている文書 H20 年度、H21 年度	H22. 3. 5	H22. 3. 9	一宮東養護学校
分類 9	愛知県総合教育センター特別支援教育相談研究室分 H19 年度～H21 年度 情報公開制度の研修・会議で入手した文書のうち、 ①文書特定ができない場合の対応の方法が記載されている文書 ②言語使用能力が低いことを原因とする開示請求人の開示請求内容が理解できない場合の対応方法が記載されている文書 ③開示請求人が独特な言語の使い方をする為に文書の特定が困難な場合の対応方法が記載されている文書	H22. 3. 18	H22. 3. 25	総合教育センター
分類 10	総合教育センター特別支援教育相談研究室分 K-ABC の検査技能習得を目的とする研修会復命書(入手した文書を含む) H19 年度～H21 年度	H22. 3. 26	H22. 3. 29	総合教育センター
分類 11	総合教育センター特別支援教育相談研究室分 ・面接(あらゆる面接を含む 例 上司 同世代の人 市民)技術上向のための研修に参加した報告書 (H9 年度～H21 年度)	H22. 3. 26	H22. 3. 29	総合教育センター
分類 12	総合教育センター 企画研修室 H20 年度 H21 年度 ①小学校初任者研修で配布された文書 ②中学校初任者研修で配布された文書	H22. 5. 28	H22. 6. 4	総合教育センター

	③高等学校初任者研修で配布された文書 ④特別支援学校初任者研修で配布された文書			
分類13	三好養護学校 愛知県公立学校処務規程 10 条 1 項 4 号について研修したときに入手した文書 H21 年度 H22 年度	H22. 11. 12	H22. 11. 15	三好養護学校

別 表 3 (一部開示決定)

1 分類	2 対象行政文書	3 一部開示 決定日	4 異議 申立日	5 開示しない こととした部 分	6 担当 課等
分類14	研修承認申請書(平成21年度分)53件	H21.10.14	H21.10.19	個人の氏名、住所、電話番号及びその他特定の個人を識別することができる部分	岡崎養護学校
分類15	・平成20年度初任者研修(校内研修)前期指導報告書 ・平成20年度初任者研修(校内研修)前期・後期指導報告書	H21.10.15	H21.10.23	所感	名古屋盲学校
分類16	・支援会議(第1～13回)	H24.4.4	H24.5.8	個人の氏名その他個人に関する情報、児童生徒に係わる協議事項	春日台養護学校

別 表 4 (開示決定)

1 分類	2 開示請求の内容	3 対象行政文書	4 開示決定日	5 異議申立日	6 担当課等
分類17	特別支援教育課に対する開示請求。(平成1年から現在まで) 11. 学習障害児童・生徒に対する教育実践が記載されている文書。(学習障害の医学診断を受けているものに限る) 14. 学習障害児童・生徒に対する教育的配慮事項が記載されている文書 15. 学習障害児童・生徒の示す問題が記載された文書。(実在する人のものに限る)	・教育論文「ADHD を併せ持つ LD 児の認知能力を高めるためにー通級指導教室でのコミュニケーションを通してー」	H21. 9. 18	H21. 9. 28	特別支援教育課
分類18	特別支援教育課に対する開示請求 7. 学習障害児童・生徒に対する教育実践をしたことがある職員氏名が記載されている文書。	・教育論文「ADHD を併せ持つ LD 児の認知能力を高めるためにー通級指導教室でのコミュニケーションを通してー」	H21. 9. 18	H21. 9. 28	特別支援教育課
分類19	特別支援学校 特別支援教育課に対する開示請求 陳述書(補足)現愛知県立安城養護学校職員 D が作成したものからの開示請求 ⑦職員 C が長期研修中に作成した資料 H19 年度～H23 年度	・ノーマライゼーションフォーラム「自閉症教育の実践について」～F 養護学校における実践より～ ・平成 19 年度自閉症教育実践研究協議会 自閉症児のための教育課程の研究開発Ⅱー社会参加と	H24. 4. 4	H24. 5. 8	三好養護学校

		自立を促す幼稚部、 小学部一貫した教 育課程の編成－ 平成 20 年 2 月 8 日 （金） 国立オリン ピック記念青少年 総合センター			
--	--	--	--	--	--